

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請等の手続について  
（訪問看護）

**1 申請書類提出場所（郵送可）**

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市 福祉部 障がい福祉課（TEL 055-237-5642）

**2 新規申請手続**

■提出書類（各1部）

- （1） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書  
（指定訪問看護事業者等） 第12号様式
- （2） 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は  
指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る）若しくは  
指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪  
問看護に限る）に従事する職員の定数（別紙）
- （3） 職員の勤務体制及び勤務形態に関する一覧表（任意様式）  
職種、常勤・非常勤の別、非常勤の勤務条件が明確となる一覧表であること
- （4） 自立支援医療の対象となる訪問看護の実施状況（任意様式）  
訪問看護の具体的内容及び実施対象者数、実施回数を明記すること  
(人/月、回/月)
- （5） 訪問看護ステーションの運営規定等の写し  
訪問看護ステーションの運営内容が具体的に記載されているもの
- （6） 健康保険法による指定訪問看護事業者又は介護保険法による指定居宅サービス  
事業者若しくは指定介護予防サービス事業者の指定に係る指令書の写し
- （7） 施設の平面図等
- （8） 管理者の経歴書（任意様式）
- （9） その他必要と認める書類

■事務処理期間

申請書類を受理後、審査した上で指定します。審査に時間がかかりますので、毎月15  
日（15日が休日の場合その前日）までに申請書類を提出してください。

指定年月日は書類提出日の翌月初日を原則とします。

書類に不備や、疑義がある場合、決定が遅れることがあります。

## ■指定期間

指定期間は、指定日より6年間です。

### 3 更新手続

指定については、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項）。更新を希望する場合は、指定期間最終日の月の15日（15日が休日の場合その前日）までに更新の申請を行ってください。

#### ■提出書類（各1部）

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
（指定訪問看護事業者等）第20号様式
- (2) その他必要と認める書類

### 4 変更手続等

#### ■指定自立支援医療機関の変更

次に掲げる事項に変更があった場合には、第3号様式により届け出ること。

- ・ 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 指定訪問看護ステーションの名称及び所在地
- ・ 指定訪問看護事業者等である旨
- ・ 指定訪問看護ステーション等において指定訪問看護、訪問看護に係る指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス事業者に従事する職員の定数
- ・ 担当しようとする自立支援医療の種類

#### ■指定自立支援医療機関の休止・廃止・再開

次に掲げる事項が生じた場合には、第14号様式により届け出ること。

- ・ 指定自立支援医療機関の業務を休止、廃止、又は再開したとき。
- ・ 関係法令による処分を受けたとき。

#### ■指定自立支援医療機関の辞退

指定自立支援医療機関の指定を辞退するときには、第15号様式により届け出ること。